

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人祐愛会（以下「法人」という）の開催する次の各号の一に該当する会議等に出席するものの出席に要する費用の支給はこの規程の定めるところによる。

- (1) 法人の開催する理事会及び監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会
- (2) 法人の開催する講習会、研修会等
- (3) その他理事長が認める事項

(役員等の報酬)

第2条 役員等の報酬の額は次の各号のとおりとする。

- (1) 理事長手当 毎月¥100,000
- (2) 理事、監事¥15,000

但し、監査を行った場合の監事の役員等の報酬の額は¥15,000

- (3) 評議員¥15,000
- (4) 評議員選任・解任委員¥15,000
- (5) 講習会、研修会等の講師¥5,000～¥20,000
- (6) その他理事長が必要と認めた業務及び第三者委員会の報酬、1時間当たり¥1,000～¥3,000
- (7) 役員に対して各年度の総額が、¥4,000,000を超えない範囲で、別に定める報酬等の基準に従って、算定した額を報酬として、支給することができる。

2 前項に掲げるものの他遠距離のため宿泊を必要とする場合は、旅費支給規程を適用する。但し、講師の費用は実費とする。

(召集出席者)

第2条 召集されて、理事会に出席する者についてもこの規程を適用する。

附 則

1. この規定は、平成16年4月1日から施行する。
2. この規程の施行により、従来の費用弁償の額及び方法は廃止する。

(平成16年3月26日理事会)

(平成16年4月1日より施行)

附 則

1. この規程は、平成24年11月27日から施行する。

(平成24年11月27日理事会)

(平成24年11月27日より施行)

第2条 (4) 追加

附 則

1. この規定は、平成26年1月23日から施行する。

(平成26年1月23日理事会)

(平成26年1月23日より施行)

第2条 (1) 追加

附 則

1. この規定は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月19日理事会)

(平成26年4月1日より施行)

第2条 (1)、(2) 改正

1. この規定は、平成29年3月9日から施行する。

(平成29年3月9日理事会)

(平成29年3月9日より施行)

第2条 (4) 追加

1. この規定は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月9日理事会)

(平成29年4月1日より施行)

第2条 (3) 追加

1. この規定は、平成30年11月12日から施行する。

(平成30年10月30日理事会)

(平成30年11月12日評議員会)

(平成30年11月12日より施行)

第2条 (6) 改正、(7) 追加